

# 乙第30号証

平成30年12月25日(火)

|  |     |            |
|--|-----|------------|
| メモ   | 担当者 | [REDACTED] |
| 会社名・役職 大川原化工機株式会社 [REDACTED]<br>氏名 [REDACTED]<br>生年月日 [REDACTED]   |     |            |
| 1 取調日時・場所<br>平成30年12月25日<br>13:00～18:10 716号室  |     |            |
| 2 取調要旨<br>[REDACTED]   |     |            |
| 3 取調内容<br>(1) 経歴<br>[REDACTED]<br>[REDACTED] 入社し、<br>本社試験室 [REDACTED]<br>電気計装部門 [REDACTED]<br>(名称は技術⇒技術開発⇒エンジニアリングと変遷)<br>開発部 [REDACTED] (おから用過熱水蒸気装置の設計変更)<br>建設プロジェクト [REDACTED]<br>営業技術部 [REDACTED]<br>大阪営業所 [REDACTED]<br>開発部 [REDACTED]<br>APE部 [REDACTED]<br>SDに関わったのは、本社試験室、電気計装部門（電気系統の設計）、営業技術部、大阪営業所（技術者として営業を支援）であるが、SD全体 |     |            |

の設計等はしたことはない。

■■■■■ 年の開発部から現在の APE 部までは、農業の土の開発や作物の栽培方法の研究をしており、SD とは全く関係がない事業を任せている。

## (2) 法令等の認識

違反内容は令状に記載されていた、いわゆる外為法違反という程度しか知らない。今日の取調べについても、会社からは日時場所くらいで具体的な説明はなかった。電気計装を担当していた頃に、インバータや温度調節器等の非該当証明書をメーカーから受領し、海外営業部に手渡していた。噴霧乾燥器も同様の規制があるというのは今日初めて知った。

社内で規制についての話を聞いたことはないし、文書が出回ったこともない。

### 《2016年5月の業務運営会議録を提示》

確かに書いてありますね。何で記憶にないのだろうという感じ。前月に初めて ■■■■■ なったので、頭がいっぱいだったのかも。

この書式は ■■■■■ の班のものです。業務運営会議は、円卓テーブルを囲むように座って、各部責が順番に発表していく。海外営業部は、まず ■■■■■ が発表して、途中から島田が発表する。規制について書かれている項目は、通常島田が発表している項目だと思う。

### 《ガイダンスを提示》

#### ・イについて

定型機はほとんど当てはまる。最小の SD は 0. 数キロだったと思うのでそれはあてはまらないかも。

#### ・ロについて

会社として保証はできないが、できるかできないかということであればできる。ディスクでも回転数を上げるなど無理をすればできる可能性はある。ディスクとノズルの付け替えは可能。

#### ・ハについて

滅菌は完全死滅。

殺菌は多少残っていてもいい。対象とする菌、バクテリアだけを失活すること。なにかしらの基準があると思う。1つの菌種を殺すイメージ。

滅菌殺菌の方法は薬剤や熱、スプレードライヤなので自ずと熱はかかる。大腸菌は 65 ℃から死に始め、100 ℃なら 1 分とかで死滅するので、殺菌出来る可能性があるのは確実。温度、圧力を測るパートの部分は、風が通らず伝熱のみでなかなか暖まらないが、時間をかけて暖まる。

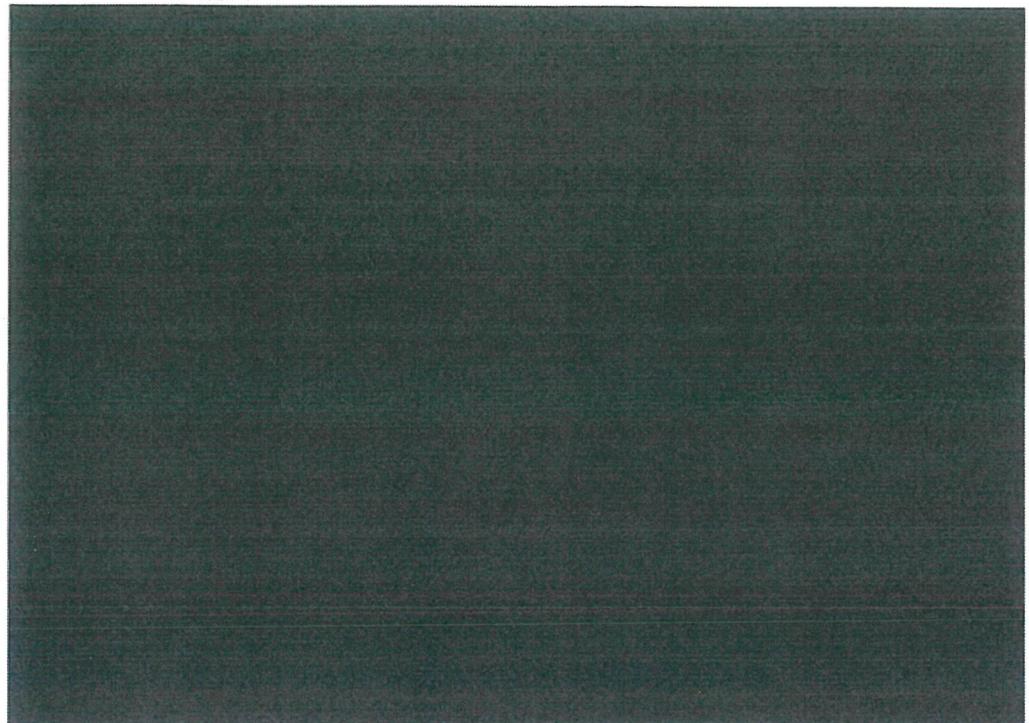
空焚きをすれば可能なので業務や仕様を度外視すれば全て該当になる。

洗浄をせずに空焚きした場合は、物性によっては炭化、発火するが、殺

菌されるということになると思う。

輸出案件の最終決定をしてるのは社長だと思うが、どういった流れで決裁が行くのか等は知らない。

(3) おからの殺菌について



(4) その他

